

# 小規模介護老人保健施設 もみの木 料金表

(令和6年6月改定)

## ご利用料金

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		小計目安 (月額)	月額目安 (30日計算)
		① 介護サービス費	② 夜勤職員 配置加算	③ サービス提供 体制強化加算	④ 介護職員等 処遇改善加算	⑤ 科学的介護 推進体制加算	⑥ リハビリ計画 書情報提供 加算	⑦ 生産性向上 推進体制加算	食費	居住費		
要介護1	第1段階	928	24	18	73	60 /月	33 /月	10 /月	300	820	2,166	64,993
	第2段階								390	820	2,256	67,693
	第3段階(1)								650	1,310	3,006	90,193
	第3段階(2)								1,360	1,310	3,716	111,493
	第4段階								1,445	2,006	4,497	134,923
2割負担者	第4段階	1,856	48	36	146	120 /月	66 /月	20 /月	1,445	2,006	5,544	166,316
3割負担者	第4段階	2,784	72	54	219	180 /月	99 /月	30 /月	1,445	2,006	6,590	197,710
要介護2	第1段階	1,007	24	18	79	60 /月	33 /月	10 /月	300	820	2,251	67,541
	第2段階								390	820	2,341	70,241
	第3段階(1)								650	1,310	3,091	92,741
	第3段階(2)								1,360	1,310	3,801	114,041
	第4段階								1,445	2,006	4,582	137,471
2割負担者	第4段階	2,014	48	36	158	120 /月	66 /月	20 /月	1,445	2,006	5,714	171,412
3割負担者	第4段階	3,021	72	54	237	180 /月	99 /月	30 /月	1,445	2,006	6,845	205,353
要介護3	第1段階	1,104	24	18	86	60 /月	33 /月	10 /月	300	820	2,356	70,669
	第2段階								390	820	2,446	73,369
	第3段階(1)								650	1,310	3,196	95,869
	第3段階(2)								1,360	1,310	3,906	117,169
	第4段階								1,445	2,006	4,687	140,599
2割負担者	第4段階	2,208	48	36	172	120 /月	66 /月	20 /月	1,445	2,006	5,922	177,668
3割負担者	第4段階	3,312	72	54	259	180 /月	99 /月	30 /月	1,445	2,006	7,158	214,738
要介護4	第1段階	1,181	24	18	92	60 /月	33 /月	10 /月	300	820	2,438	73,152
	第2段階								390	820	2,528	75,852
	第3段階(1)								650	1,310	3,278	98,352
	第3段階(2)								1,360	1,310	3,988	119,652
	第4段階								1,445	2,006	4,769	143,082
2割負担者	第4段階	2,362	48	36	184	120 /月	66 /月	20 /月	1,445	2,006	6,088	182,635
3割負担者	第4段階	3,543	72	54	276	180 /月	99 /月	30 /月	1,445	2,006	7,406	222,187
要介護5	第1段階	1,259	24	18	98	60 /月	33 /月	10 /月	300	820	2,522	75,668
	第2段階								390	820	2,612	78,368
	第3段階(1)								650	1,310	3,362	100,868
	第3段階(2)								1,360	1,310	4,072	122,168
	第4段階								1,445	2,006	4,853	145,598
2割負担者	第4段階	2,518	48	36	196	120 /月	66 /月	20 /月	1,445	2,006	6,256	187,666
3割負担者	第4段階	3,777	72	54	293	180 /月	99 /月	30 /月	1,445	2,006	7,658	229,734

注) 毎月の介護保険給付対象合計実績に、介護職員等処遇改善加算においては7.5%の加算率を乗じる

## 利用者負担段階

負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	・預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階	(1) ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方)
	(2) ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税課税の方 ・配偶者が市町村民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む。)	・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
			(1)	(2)	
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居住費	820円	820円	1,310円		2,006円

※外泊時の費用について

一時的に自宅等に外泊された場合は、要介護状態区分に関わらず、外泊の初日及び終日を除く日について、基本料に替えて1日につき362円(2割負担者724円、3割負担者1,086円)をご負担いただきます。但し、1月につき7泊(6日分)を限度とします。月をまたがる場合は最大で連続13泊(12日分)を上限とします。

実費負担料金（介護保険給付対象外）について

実費負担料項目	負担料	摘要
洗濯費	500円/1kg(税別)	本人着用分の衣類です。業者委託となります。
日常生活品費	実費	ボディソープ、リンスインシャンプー、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき剤について、実費相当額をご負担いただきます。 上記日常生活品については、原則として施設が準備できるものに限ります。上記以外に必要な日常生活品が生じた場合はご相談ください。
電気使用料	50円/日(税別)	携帯電話（充電器）、ラジオ、パソコン等、電気を使用する私物を持ち込まれる場合にご負担いただきます。
理美容代	実費	カット、カラー、パーマ等に応じた実費負担となります。
特別行事費	実費	実費相当額
診断書及び各種証明書料	実費	各種書類発行費用について、実費相当額をご負担いただきます。
医療費、予防接種費用	実費	診察料、予防接種料等の実費分をご負担いただきます。
教養娯楽費	実費	雑誌・新聞、娯楽やレクリエーションで使用する習字紙・折り紙等の材料や道具 等

その他「ご利用料金」以外で加算されるもの

加算項目	利用料			摘要	
	(1割負担者)	(2割負担者)	(3割負担者)		
初期加算	(I)	60 円/日	120 円/日	180 円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した場合（初期加算(II)を算定している場合は、算定しない）
	(II)	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入所日から30日間算定（初期加算(I)を算定している場合、算定しない）
経口移行加算		28 円/日	56 円/日	84 円/日	医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員などが共同して経口移行計画を作成し、医師の指示による栄養管理と支援が行われた場合
経口維持加算	(I)	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月	医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員などが共同して経口維持計画を作成し、医師の指示による栄養管理が行われた場合
	(II)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	(I)を算定し、かつ、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、言語聴覚士等が加わった場合
療養食加算		6 円/回	12 円/回	18 円/回	厚生労働大臣が定める療養食を提供する場合
摂食機能療法		185 円/日	370 円/日	555 円/日	摂食機能療法を30分以上行った場合に算定
短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	258 円/日	516 円/日	774 円/日	(II)かつ入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合
	(II)	200 円/日	400 円/日	600 円/日	入所日から3月間に集中的にリハビリテーションを行っていること（過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがない場合）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(II)	33 円/月	66 円/月	99 円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
ターミナルケア加算	(I)	80 円/日	160 円/日	240 円/日	死亡日以前31日以上45日以下に算定
	(II)	160 円/日	320 円/日	480 円/日	死亡日以前4日以上30日以下に算定
	(III)	850 円/日	1,700 円/日	2,550 円/日	死亡日前日及び前々日に算定
	(IV)	1,700 円/日	3,400 円/日	5,100 円/日	死亡日に算定
所定疾患施設療養費	(I)	239 円/日	478 円/日	717 円/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に対し、投薬・検査等を行った場合、7日を限度として算定（緊急時施設療養費との併算不可）。担当医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講している場合は10日を限度として（II）を算定
	(II)	480 円/日	960 円/日	1,440 円/日	
緊急時施設療養費		518 円/日	1,036 円/日	1,554 円/日	症状が重篤となり、緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射等を行った場合
入所前後訪問指導加算	(I)	450 円/回	900 円/回	1,350 円/回	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
	(II)	480 円/回	960 円/回	1,440 円/回	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（入所した日から起算して7日を限度）	
かかりつけ医連携薬剤調整加算 （※退所後生活する居宅を訪問する）	(I)イ	140 円/回	280 円/回	420 円/回	①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している場合 ②入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること ③入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者主治の医師が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと ④入所中に処方内容に変更があった場合は関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと ⑤入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること
	(I)ロ	70 円/回	140 円/回	210 円/回	・(I)イの要件の①、④、⑤のいずれにも適合していること ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと
	(II)	240 円/回	480 円/回	720 円/回	・(I)イ又はロを算定していること ・入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
退所時情報提供加算	(III)	100 円/回	200 円/回	300 円/回	・(II)を算定していること ・退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べて1種類以上減少していること
	(I)	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回	居宅又は社会福祉施設等への退所時、退所後の主治医へ情報提供を行った場合
入退所前連携加算	(II)	250 円/回	500 円/回	750 円/回	医療機関へ退所時、退所後の医療機関へ必要な情報提供を行った場合
	(I)	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回	(II)に加え、居宅支援事業所と退所後の居宅における居宅サービスの利用方針を定めた場合
退所前連携加算	(II)	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回	退所前に居宅支援事業所へ情報提供し、退所後のサービス利用調整を行った場合
	試行的退所時指導加算	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回	試行的退所時に本人・家族への療養上の指導を行った場合
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	140 円/回	210 円/回	特別食を必要とする又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して、必要な情報提供を行った場合	
訪問看護指示加算	300 円/回	600 円/回	900 円/回	退所時に指定訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合	
新興感染症等施設療養費	240 円/日	480 円/日	720 円/日	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、医療機関との連携体制を確保した上で、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合（1月に1回、5日を限度として算定）	
安全対策体制加算	20 円/回	40 円/回	60 円/回	入所初日に限り算定	
科学的介護推進体制加算（II）	60 円/月	120 円/月	180 円/月	・入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況等を、厚生労働省に提出していること ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	
生産性向上推進体制加算（II）	10 円/月	20 円/月	30 円/月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等テクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行うこと	